令和４年４月２０日
瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会資料

夢　づ　く　り　地　域　交　付　金　審　査　の　基　準　（　通　常　事　業　）

資料３

瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会規則第7条に定める審査及び事業実績評価基準は、次のとおりとする。

1．申請時審査（**今回の審査基準となります。**）

ア　必須評価項目（該当しない場合、補助金の対象とならない項目）

（1）瑞浪市夢づくり地域交付金規則第1条の2第2号に掲げる事業との適合性について

対象事業が、（防災・防犯、青少年育成、子育て支援、健康づくり、高齢者等の福祉、環境美化、　男女共同参画、歴史・文化資源の保存、まちづくり推進組織の強化、地域振興、人口減少対策・　定住促進、他のまちづくり推進組織と合同で行うもの、若者又は学校と協働で行うもの）に関する　事業であること。	適　・　否

（2）瑞浪市夢づくり地域交付金規則第3条に掲げる事項との適合性について

1　市の実施する事業と重複しないこと。	適　・　否
2　宗教・政治活動に関するものでないこと。	適　・　否
3　区長会と連携が取られているものであること。	適　・　否
4　施設の維持管理にかかるものではないこと。	適　・　否

イ　その他の評価項目（補助事業として望ましいものであるかを判断する項目）

1　成果目標が設定されていること。	適　・　否
2　まちづくり推進組織の強化につながるものであること。	適　・　否
3　地域独自の課題認識に基づいたものであること。	適　・　否
4　成果目標と予算の配分が適正であること。	適　・　否
5　既存の事業でないこと又は新たな視点によるものであること。	適　・　否

2．実績評価（第2回の審査会での評価基準となります。）

ア　自己評価項目（地域が自ら点数を付ける項目）

1　住民総意の事業立案が行われたか。	5・4・3・2・1
2　成果目標が達成されたか。	5・4・3・2・1
3　まちづくり推進組織の強化につながったか。	5・4・3・2・1
4　地域の課題解決ができたか。	5・4・3・2・1
5　予算が課題解決のために効果的に使われたか。	5・4・3・2・1
6　地域住民のコミュニティ強化につながったか。	5・4・3・2・1

評価段階　：　事後評価調書参照

イ　審査会評価項目（審査会が点数を付ける項目）

（1）交付金事業の事後評価項目

1　地域の特色を活かした事業であったか。（地域らしさ、地域課題の解決など）	5・4・3・2・1
2　他の地域の模範となる事業であったか。（事業手法、地域の参加状況など）	5・4・3・2・1
3　地域の将来像を見据えた事業であったか。（継続性など）	5・4・3・2・1
4　交付金が効果的に活用されたか。（予算の有効活用など）	5・4・3・2・1

評価段階　5：高く評価できる、4：評価できる、3：普通、2：あまり評価できない、1：評価できない